

議案第 4 6 号

三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）

三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 3 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。